



**18春闘勝利!!**

# 中央闘争ニュース

2018年3月15日

第 6 号

郵政ユニオン

中央闘争委員会

～3月14日、第5回賃金交渉（前日の第4回交渉を受けて）、会社が現時点での考え方を示す～

**「非正規社員の処遇改善を言いながらゼロ回答、**

**財源生み出しに、正社員の手当見直し」**

## 「踏み込んだとくみ」とは名ばかりの考え方！

第5回交渉は、急遽行われた前日の第4回交渉を受けて、会社から均等待遇要求に対する現時点での考え方が示されました。

その内容は以下のとおりです。

- ①時給制契約社員の賞与計算方式における×1.8を1.9にする。
- ②期間雇用社員（アソシエイトを除く）に契約期間の残期間分を無給の病気休暇として付与する。
- ③アソシエイト社員に夏期・冬期に有給の休暇を1日ずつ付与する。
- ④扶養手当について、社会情勢が大きく変化している中、あり方について検討していく
- ⑤年末年始勤務手当について年末部分を廃止し、年始にその原資を用いて非正規に支給する一方、財源確保として
  - ①一般職の住居手当の廃止。
  - ②寒冷地手当を現在支給を40数%程度に圧縮。
  - ③隔遠地手当は生活不便分と人事異動に生活環境に対応する部分に分け、6年目以降は生活不便部分のみ支給。
  - ④新規採用社員の年休は初年度は15日発給。その後、1年ごとに1日ずつ追加。

正社員の処遇改善として

初任給改善として一般職6,300円、地域基幹職4,700を引上げ、全体としては一人当たり500円相当のベースアップとなる。

組合は、非正規の処遇改善と言いながらほとんどゼロ回答に近く、「前向き」さは全く感じられない。逆に処遇改善を口実に「原資の生み出し」のために一方的に正社員の既存の手当、休暇の見直すことは認められない。原資については、第一義的には内部留保を活用した会社持ち出しにより処遇改善をすべきであると主張しました。

# 日本郵便郵送 2月19日要求書を提出

## 3月5日に第1回交渉、3月14日に回答!



日本郵便輸送本社に対しては、「2018年春闘要求書」を2月19日付で提出し、3月5日、第1回交渉を行い、組合からの主旨説明を行いました。

主旨説明は①賃金引上げについて、郵便輸送の社員の給与は、日本郵便(株)より低く定期昇給制度もなく勤続制度となっており、大幅賃上げが必要である。②均等待遇に関しては、シニア社員・期間雇用社員に型別

運行手当や安全運航手当が支給されていない。また、服喪休暇もない。労契法20条に基づき、正社員と同様にすべきである。③日本郵便(株)で有給の病気休暇制度や休職制度がある。郵送労働者が安全に運転するためにも病気休暇は必要である。④評価制度は4月から実施となっており、早急に質問に対する回答を行なうことなどを求めました。

3月14日の回答は以下のとおりです。

①賃金引上げ⇒別途、回答する

②均等待遇要求

- ・型別運行手当及び安全運行手当⇒法令改正等に内容を注視し対応を図る
- ・服喪休暇⇒制度化に向けて引き続き検討していく

③事業に関する要求

- ・労働力確保⇒効率的な対応策を検討したい
- ・年間平均時間外労働時間及び縮減策⇒別途、回答する
- ・輸送システム改編に伴う情報の4か月前提示と団体交渉⇒必要な情報提供は行いが、日本郵便からの発着時刻等を入手する時期に左右されることから、4か月前に提示し団体交渉を行なうことは困難である
- ・コンプライアンス重視と教育の徹底⇒基本規程に基づき適切に対応

④制度要求

- ・病気休暇制度⇒私病により長期の入院や療養せざるを得ない社員に対する扱いを制度化できるように検討
- ・無期転換について⇒法律に基づき「平成30年4月」にまでに、制度化できるように検討
- ・評価制度について⇒後、情報提供を行う



3.14 おおさかユニオンネットワークの近畿支社行動